

栃木労働局「今月(5月)のおすすめ情報」を紹介します。

栃木労働局の  
公式SNS↓

【掲載場所】

栃木労働局トップページ  
> 今月のおすすめ情報



### ① 最低賃金(衣服製造業)が改正されました！(令和7年4月21日発効)

栃木県衣服製造業の最低賃金について、下記表における金額に改正発効されました。なお、栃木県衣服製造業の最低賃金は、栃木県内で男子既製洋服、婦人・子供既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(電話：028-634-9109)、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

品目	工程	規格	金額	工程	規格	金額
男子 背広上 既製洋 服	ボタン付け	小ボタン(4つ穴) 根巻きなし	1個につき 12円	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行 うものに限る。)	針目が3cm間隔に 5針以上	1枚につき 55円
	わき裏まつり (わきの一部分について行 うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針 以上	1枚につき 48円	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ 止め	1か所につき 10円
婦人・ 子供 既製洋 服	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針 以上	10cmにつき 18円	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

### ② 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険制度が変わりました！

令和7年4月より新たな雇用保険制度が創設されました。

#### 1. 出生後休業支援給付の創設

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間以内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて**給付率を80%**とします。

#### 2. 育児時短就業給付の創設

育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します。

### ③ 改正育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法

男女ともに子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくため、育児・介護休業法等が改正され、令和7年4月1日から順次施行されることとなりました。今回の改正により、事業主の皆様におかれましては就業規則の見直しが必要になります。

○令和7年4月1日から、**男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化**されます。年1回、両立支援のひろば(厚生労働省のウェブページ)等に公表してください。



詳細はこちら



### ④ 雇用保険料率が引き下げとなります！

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)



### ⑤ 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付制度の給付率が変わりました！

雇用保険被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の賃金が60歳時点の賃金の75%未満になった状態で就労する労働者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の最大15%を支給しているところですが、令和7年度から新たに60歳となる労働者への給付率が10%に縮小されました。



### ⑥ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中です！(4/1~7/31)

令和7年4月1日~7月31日は多くの新入学生がアルバイトを始める期間です。

アルバイトを始める前に、労働条件について一度確かめてみませんか？

また、キャンペーン期間中は相談窓口も設置しています。お気軽にご相談ください！

【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室、各労働基準監督署 総合労働相談コーナー



「たしかめたん」



## ⑦ 「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください！

○賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

**\* 業務改善助成金:** 中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です（令和6年度との変更点もございますので、詳細は専用ページをご覧ください。）。

【問合せ】業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440

**\* 働き方改革推進支援センター相談窓口:** 中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】厚生労働省委託事業（委託先：全国社会保険労務士会連合会）

栃木働き方改革推進支援センター

〒321-0151 宇都宮市西川田町923-20 リーガルビル2階（令和7年4

月1日より移転しました）

TEL：070-3409-8503（当面の間）

「賃上げ」支援助成金パッケージについてはこちら



業務改善助成金についてはこちら



働き方改革推進支援センターについてはこちら



## ⑧ 5月は労働保険電子申請利用促進月間です！

○いつでもどこでも手続き可能！

労働局などの窓口に出向かず、待ち時間がなく、24時間365日、自宅やオフィスから申請や届出ができます。

○簡単・スピーディに申請！

申請書類への記入もデータでスピーディに処理でき、毎年提出する年度更新申告なら、前年度の情報を取り込めるので、変更や修正だけ。入力チェック機能等で記入漏れ等も防げます。

○ムダな時間やコストも削減！

用紙の入手が不要。内容により複数の手続きをまとめて申請でき、申請のための移動費・人件費などコストを削減できます。

○あわせて便利な口座振替をご利用ください！

口座振替のメリットは、保険料納付のために金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されること、納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなること、法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大約2カ月ゆとりがあること等があります。



## ⑨ 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください！

最近、ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事象が発生しています。

そのため、求人広告サイトを運営する事業主等と契約して求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、「事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約」を行ってください。

なお、ハローワークに求人をご提出いただく際に、『ハローワーク以外の事業者からの営業はお断り』や『求人掲載の営業はお断り』などの文言を記載することや、インターネットで公開する際には採用担当者の方のお名前や電話番号を非公開にするといった対応も可能ですので、お気軽に管轄のハローワークの求人担当にご相談ください！



## ⑩ 栃木働き方改革推進支援センターが令和7年4月1日より移転しました！

栃木働き方改革推進支援センター

厚生労働省委託事業（委託先：全国社会保険労務士会連合会）

〒321-0151 宇都宮市西川田町923-20 リーガルビル2階

当面の間：070-3409-8503 へご連絡ください

メールアドレス：tochigi\_c@workstylereform.net

開所時間：平日9:00～17:00（年末年始を除く）



「働き方改革推進支援センター」では4つの取組をワンストップで支援します！

**取組 1**

長時間労働の是正

**取組 2**

同一労働同一賃金等  
非正規雇用労働者の  
待遇改善

**取組 3**

生産性向上による  
賃金引上げ

**取組 4**

人手不足の解消に向けた  
雇用管理改善